

【測量等コンサルタント業務】変更届 添付書類一覧表

- 添付必須
- 該当がある場合、添付

変更項目	変更届	商業登記簿 謄本(写)	許可登録等 (写)	使用印鑑届 (任意様式可)	委任状 (任意様式可)	印鑑証明書 (写)	その他必要書類
書類の押印の有無について	不要	-	-	必要	必要	-	
本店の商号又は名称の変更	(申請者) 本店代表者	●	●	●※5	○※3	○※7	
本店代表者の職又は氏名の変更		●	●		○※3		個人登録の場合は戸籍謄本又は抄本(写し可)
本店所在地の変更		●	●		○※3		個人登録の場合は住民票の写し 変更先が市外から市内の場合は、常勤技術者調査(調査様式第2号(その1))も必要
委任先の商号又は名称の変更		●		○	●※5	●※4	
委任先代表者の職又は氏名の変更		●		○		●※4	
委任先所在地の変更		●	○※1			●※4	変更先が市外から準市内の場合は、常勤技術者調査(調査様式第2号(その2))も必要
新規委任先への変更		●	○※2	○	●※5	●※4	委任先自体を変更する場合は、前委任先の許可範囲を承継する。 (登録されている業種以外の追加登録(部門の追加を除く。)はできない。) 新しい委任先の業の許可が確認できるもの
許可の更新、部門の追加・削除		●		●			許可通知書の写し
使用印鑑(実印又は使用印)の変更		●			●※5		○※7
技術職員の変更 ※6		●		○			
資本的・人的関係の変更	●						資本的関係又は人的関係に関する申告書(押印不要)
連絡先(TEL・FAX・e-mail)の変更	●						福井県電子調達システムから送付されるメールアドレスを変更する場合は、システムから直接変更をしてください。
合併、分割等の組織変更	組織変更の場合は、個別の判断が必要となりますので、あらかじめ契約管理課までお問い合わせください。(直通電話番号 0770-22-8105)						

※1 商業登記簿の支店欄に委任先の記載がある場合は必要です。

※2 商業登記簿の支店欄に新しい委任先の記載がある場合は必要です。

※3 委任先がある場合のみ提出してください。委任状の様式は任意のものでも構いません。変更後の本店代表者から委任先代表者への委任状が必要です。(委任者の実印、受任者の使用印の押印が必要)

※4 委任状の様式は任意のものでも構いません。(委任者の実印、受任者の使用印の押印が必要)

※5 使用印鑑届の様式は任意のものでも構いません。(本店の実印、使用印(委任先がある場合は受任者の使用印)の押印が必要)

※6 技術職員の追加・削除等の変更については、市内業者、準市内業者、県内業者のみ提出(準県内業者及び県外業者は提出不要) 敦賀市様式は、登録時のExcelファイルに添付してあります。

※7 実印が変更となる場合には、提出が必要です。

委任状及び使用印鑑届(押印が必要な書類)の添付がない場合は、「nyusatsu@ton21.ne.jp」のメールアドレスにデータを送付して提出することもできます。